稲敷市子どもの未来応援商品券事業　実施要綱

【発行の目的】

小・中学校に入学または中学校を卒業する予定の児童・生徒に対し，就学や就職等に必要な費用の補助を実施することを目的とする。

【事業の概要】

○商品券の名称　「稲敷市子どもの未来応援商品券」

○発　行　者　稲敷市

○発 行 価 格　１セット 20,000 円（1,000 円券×20 枚綴り）

○発 行 数 量　660 セット

○発 行 対 象　商品券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は，令和６年度において本市の住民基本台帳に登録されたことがある者で，次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし，転入者にあっては，翌年度の交付対象者とする。

（１）翌年度小学校に入学予定の者

（２）翌年度中学校に入学予定の者

（３）本年度中学校を卒業予定の者

○利 用 方 法　取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用

○利 用 期 間　令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

【商品券の配布】

○簡 易 書 留　対象者に対し、原則として簡易書留郵便で送付することにより行うものとする

【使用期限】

○令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

【取扱店の登録】

○資 格 要 件　①稲敷市内に立地する店舗・事業所であること

②稲敷市子どもの未来応援商品券事業実施要綱を遵守すること

○対象外事業所　①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの

②業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

○登録申請期間　①前年度登録事業者は引き続き登録事業者となる

②未登録事業者は随時受付

○登 録 場 所　稲敷市商工会

平日　9：00～12：00　13：00～16：00　（土日祝祭日を除く）

○登 録 方 法　①別紙「稲敷市商品券取扱店登録申請書」に所要事項記入の上、登録窓口に提出する。

②既に、本年度商品券事業加盟店は登録の申請は不要

③商工会会員については郵送による申請も認める。

○登　録　料　　登録に際しての費用負担はなしとする。

【商品券の利用範囲】

○次に示す内容について商品券の利用は出来ない。

①商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等
換金性の高いもの

②株式、先物、宝くじなどの金融商品

③事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払

④国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払

⑤通信販売代金の支払い

⑥その他、実行委員会が特に指定するもの

○注意事項　　①つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする

②転売は禁止とする

【商品券の換金】

○換 金 期 間　　令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 4 月 10 日（金）
（土日祝祭日・年末年始休日を除く）

○換 金 窓 口　　稲敷市商工会

○換 金 方 法　　①回収した商品券は、右上のミミを切り取り、裏面に事業所名を記入
または押印し、「換金申請書」添えて換金窓口に提出する

②商工会では、回収商品券の確認を行い、決められた期日に予め届けられた金融機関の口座に振り込む。その際の振込手数料は事務費より支出する

○換 金 手 数 料　　無料

○申 請 期 日　　月曜日から金曜日　毎日受付（年末年始祝祭日を除く）
9：00～12：00　13：00～16：00

○振 込 期 日　　毎週金曜日まで換金受付のものを、翌週金曜日指定口座へ振り込み
金曜日が休日の場合、金融機関の前営業日

【取扱店の責務】　　①商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため券面の一部を破線に従い切り取るとともに、裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する

②商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること、また、その際速やかにその事実を実行委員会及び警察に報告すること

③事業主及び同一世帯のものが受け取った商品券を、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと

④回収した商品券を、回収に回さずに、他の取扱店で使用しないこと
⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと

【注意事項】

○偽造商品券	取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する（コピー防止偽造対策を施こしている）
○独自セール等	取扱店や商店会などにおいて、本事業に関連した独自の販売促進活動等を行うことは差し支えない
○個人情報	①登録申請時に提出された個人情報は、商品券事業に係る事務処理のため発行者に提供することとする ②発行者また、実行委員会は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用してはならない